

# 国民健康保険の保険証が更新されます

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(月)です。新しい保険証は7月末までに各世帯に郵送します(7月20日(木)より順次発送)。70〜74歳までの人の保険証は、高齢受給者証も兼ねています。8月になってからも保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

**70〜74歳までの人の保険証には負担割合が表示されます**

負担割合は(3割、2割、2割(特例措置により1割))のうちどれかが表示されます。

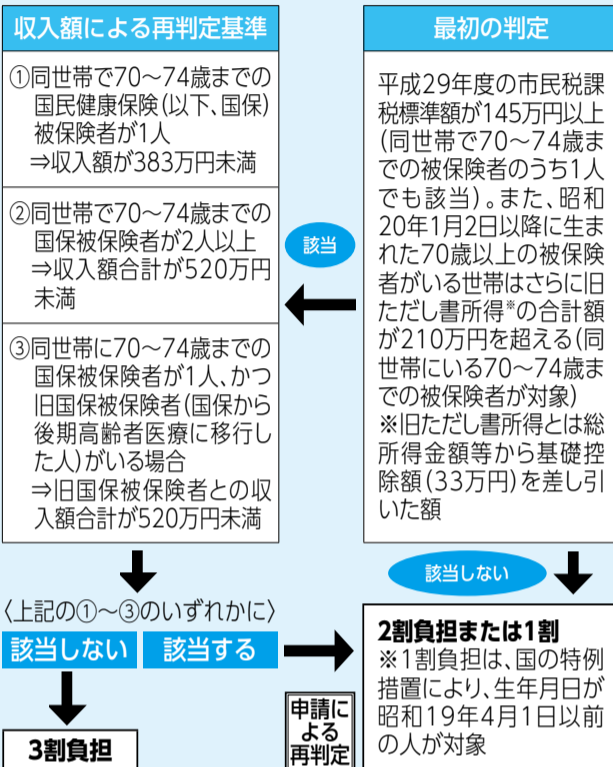
**負担割合の判定と収入額による再判定**

70〜74歳までの人の負担割合は下図の流れで決まります。

**負担割合が軽減される場合**

3割負担となった人で、収入額による再判定基準を満たす場合、申請により負担割合が軽減されます(該当の可能性のある人には別途申請書を送付)。

## 【負担割合の判定基準および収入額による再判定基準】



## 平成30年4月から国民健康保険制度の一部が変わります

保険証が新しい様式に変更となりますが、本市での新たな保険証への切り替え時期は平成30年8月1日を予定しています。

そのため、今回各世帯に郵送する保険証は、その保険証に記載のある有効期限内はそのまま使用できます。  
 国保・年金課 ☎948 6363・934 2631

## 雄郡地区 市長と話そう！ タウンミーティング

「雄郡地区のまちづくりについて」をテーマに6月3日、地域別タウンミーティングが雄郡公民館で開催されました。



活発な意見交換の様子

「雄郡地区のまちづくりについて」をテーマに6月3日、地域別タウンミーティングが雄郡公民館で開催されました。参加者からは、防災への取り組みや防犯対策、道路整備などの意見や要望が挙がりました。これらの意見に対し、

### 意見・要望

- 学校に防災資機材の保管場所を確保してほしい
- 防犯灯のLED化を促進してほしい
- 身近な問題に対して、真心を持って対応してもらえたことが良かった
- 市政をより身近に感じることができた



日野 繁さん (針田町)

市長と有意義な意見交換ができた

限られた時間でしたが、地域のごまごまな課題を直接、市長や担当者に話すことができ、とても有意義な時間でした。

引き続き、今後継続してまいります。お問い合わせは、  
 町民課 ☎948 6363・934 2631

# 後期高齢者医療

「後期高齢者医療」の被保険者証(以下、保険証)と、保険料の切り替え時期となりました。7月中旬に新しい保険証と保険料の納入通知書を郵送します。大切なお知らせですので、7月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

## 8月からは薄い黄色の保険証

オレンジ色の封筒で、新しい保険証を送りますので、8月1日(火)からは、薄い黄色の保険証をご使用ください。

## 納付書での支払期限 第1期は7月31日(月)

今年度の保険料納入通知書を送りますので、内容を確認してください。(下図参照)  
 納付書で支払う場合の第1期納期限は7月31日(月)です。支所、金融機関、コンビニでお支払いください。

## 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

均等割額 46,308円	+	所得割額 所得金額 × 所得割率 9.16%	=	一人あたりの保険料 最高限度額57万円
-----------------	---	------------------------------	---	------------------------

\*所得金額=前年の所得の合計額-基礎控除額(33万円)  
 \*均等割額と所得割率は県内一律

## 保険料の軽減

【均等割額】世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

世帯の総所得金額等(世帯主と被保険者により判定)	軽減割額
33万円以下の世帯 被保険者全員の各所得が0円となる場合(公的年金所得は控除額を80万円として計算)	9割
上記以外の場合	8.5割
【33万円+27万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	5割
【33万円+49万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	2割

\*65歳以上の公的年金などの所得は最大15万円を差し引いて判定  
 \*世帯主が後期高齢者でない場合も判定の対象  
 \*判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用外

【所得割額】所得金額が58万円以下の人は「所得割額」が2割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった人】後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人は、所得割額が課されず均等割額が7割軽減されます。ただし、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)加入者だった人には適用されません。

## 新しい保険証

## と 保険料の納入通知書

7月中旬に送ります

## 保険料の納め方

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」のいずれかで、被保険者一人一人が納めます。

普通徴収
納付書(支払場所は支所、金融機関、コンビニ)または口座振替で納めます。
平成29年度の納期限
第1期 7/31(月)
第2期 8/31(木)
第3期 10/2(月)
第4期 10/31(火)
第5期 11/30(木)
第6期 12/25(月)
第7期 平成30年1/31(水)
第8期 2/28(水)
第9期 4/2(月)

天引き対象となる年金額が年額18万円未満

はい

介護保険料との合計額が、天引き対象となる年金額の2分の1を超える

はい

申請により、口座振替に変更できます

## 特別徴収

年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収	本徴収
4月・6月・8月	10月・12月・2月
前年の所得が確定するまでは、仮計算された保険料(原則2月と同額)を年金天引きします。	前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて天引きします。

高齢福祉課 ☎948-6862・6406・6370・934-1763